

# 神奈川県公共的施設における 受動喫煙防止条例について



平成21年8月

神奈川県 保健福祉部 健康増進課 たばこ対策室

# 受動喫煙の健康影響

	確実なもの	可能性のあるもの
成人	肺がん、虚血性心疾患、副鼻腔がん	子宮頸がん、気管支喘息の悪化、呼吸機能の低下
子供	呼吸器感染症(肺炎や気管支炎など)、気管支喘息の発病と悪化、中耳炎、慢性の呼吸器症状、乳幼児突然死症候群	呼吸機能の低下
胎児 (妊婦本人の喫煙)	低体重出生、早産、周産期死亡、妊娠・分娩合併症、乳幼児突然死症候群	自然流産、先天異常、出生児の認識や行動の障害、小児がん
胎児 (妊婦以外の周囲の喫煙)	低体重出生	自然流産





# 受動喫煙防止の取組み

## 世界

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

## 日本

「健康増進法」(平成15年施行)

## 神奈川県

「がんへの挑戦・10か年戦略」(平成17年3月)

## 条例制定の背景

受動喫煙  
防止対策  
は不十分

**受動喫煙防止対策を実施していない施設は**

飲食店 60.3%      娯楽施設 59.4%

**今後、受動喫煙防止対策を進める予定がない**

飲食店 71.9%      娯楽施設 65.2%

**県民が受動喫煙にあった施設は**

娯楽施設 85.8%      飲食店 78.2%

「受動喫煙に関する施設調査及び県民意識調査」(19年10月)より

公共的施設において、受動喫煙による健康への悪影響を防止するための条例の制定を検討

# 条例成立の経緯

## 県議会での議論

## 県民や事業者の方々のご意見等

- ・ 知事と語ろう！ 神奈川ふれあいミーティング、県民タウンミーティング
- ・ 施設管理者等との意見交換会
- ・ 専門家等による条例検討委員会
- ・ 条例の基本的考え方、骨子案に対する意見募集（パブリック・コメント）

## 現場訪問、現地調査

- ・ 飲食店、パチンコ店等の現場訪問
- ・ 香港、アイルランドの調査



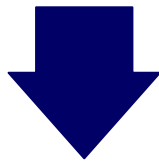
県議会  
平成21年2月  
定例会

神奈川県公共的施設における  
受動喫煙防止条例成立



## 条例の目的

県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにする  
禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けられる環境の整備を促進  
未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護



受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止

# 対象施設と規制の概要

公共的施設・・・不特定又は多数の者が出入りすることができる  
室内又はこれに準ずる環境を有する施設

学校、病院、官公庁施設等  
(第1種施設)

禁煙

飲食店、宿泊施設、娯楽施設等  
(第2種施設)

禁煙又は分煙

第1種施設、第2種施設ともに「喫煙所」の設置可

# 対象となる公共的施設の区分

## 第1種施設 禁煙

学校 病院・診療所  
劇場 観覧場 集会場  
展示場 体育館  
公衆浴場  
百貨店・商店  
銀行等の金融機関  
郵便等の公益事業所  
公共交通機関  
社会福祉施設  
官公庁施設  
テナントビルの通路部分

等

## 第2種施設 禁煙又は分煙

飲食店  
ホテル・旅館等の宿泊施設  
ゲームセンター・カラオケボックス等の娯楽施設  
その他のサービス業を営む店舗  
(クリーニング店、理・美容所、旅行代理店等)

## 特例第2種施設 努力義務

床面積が100m<sup>2</sup>以下(調理場を除く)の飲食店  
床面積が700m<sup>2</sup>以下の宿泊施設  
パチンコ店等の風営法対象施設

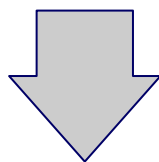


## ● ● ● | 特例第2種施設

事業の用に供する床面積から調理場を除いた部分の床面積の合計が100㎡以下の飲食店

事業の用に供する床面積の合計が700㎡以下のホテル、旅館

パチンコ店、マージャン店、キャバレー、ナイトクラブ等



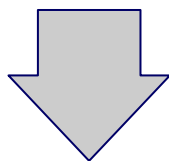
**この条例による規制は努力義務**

(第2種施設に準ずる措置を講ずるように努めなければならない) 8

## 知事が認定する公共的施設

専ら特定の者のみが利用することができる第2種施設であって、当該特定の者以外の者について受動喫煙が生ずるおそれがないもの

専らたばこ又は喫煙具の販売業を営む店舗であって、当該店舗内において客に喫煙をさせる方法により、これらの商品を販売するもの



知事の認定により、禁煙または分煙の措置を要しない  
(ただし、未成年者の立入制限や表示の規制はかかる)



## 規制内容

### < 個人 >

喫煙禁止区域で喫煙しないこと

### < 施設管理者 >

第1種施設は禁煙 とすること

第2種施設は禁煙又は分煙 とすること

喫煙禁止区域にたばこの煙が流れ出ないようにすること

喫煙禁止区域に喫煙器具又は設備の設置不可

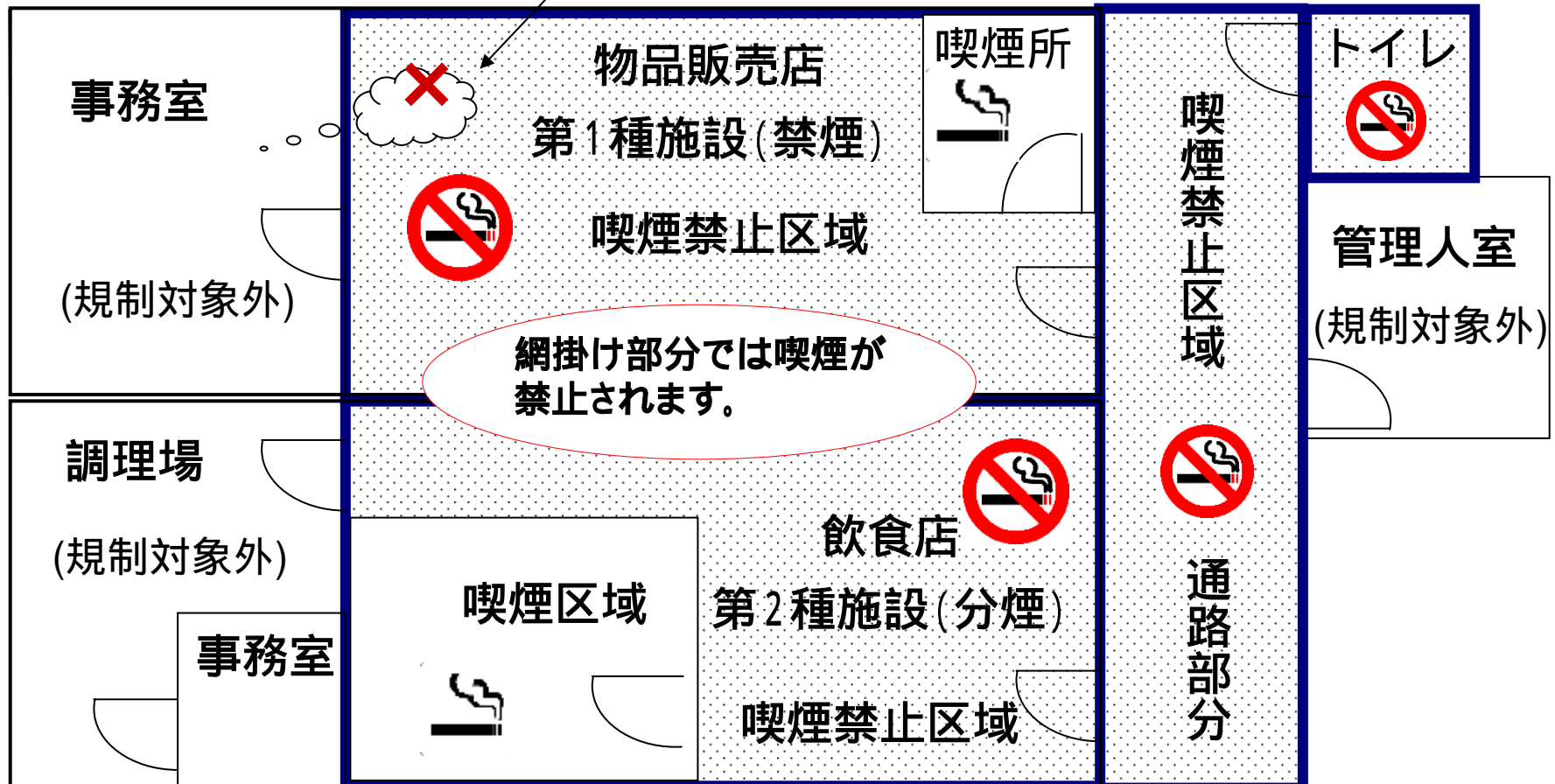
喫煙区域や喫煙所に未成年者を立ち入らせないこと

施設入口に、禁煙・分煙等の表示をすること など

# 対象施設と規制の概要 (概念図)

テナントビルの場合

喫煙禁止区域にたばこの煙が流れ出ないこと



喫煙禁止区域は、公共的空間の面積のおおむね1/2以上とするよう努めること



## 分煙のために必要な措置

分煙とは・・・喫煙区域と喫煙禁止区域に分割すること

喫煙区域のたばこの煙が、喫煙禁止区域に流れ出ないこと

この条例では規制の対象とはしていない、利用客が出入りしない事務所などから、喫煙禁止区域にたばこの煙が流れ出ないこと

喫煙所を設置した場合も、同じ措置をとること

# 仕切りに開口部分がない場合

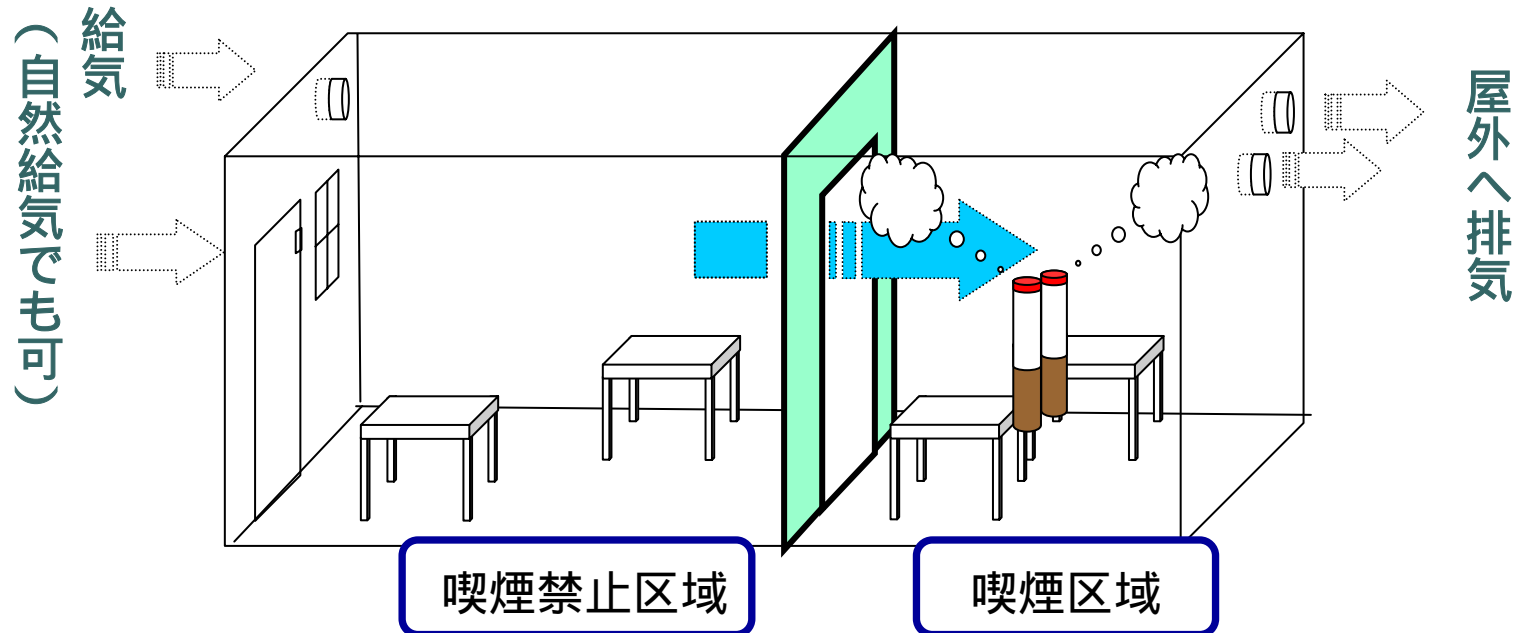
ア **仕切り** と イ **排気設備** が必要



# 仕切りに開口部分がある場合

ア **仕切り** と イ **排気設備** のほか

ウ **空気の流れ** (毎秒0.2m以上) **が必要**



# 喫煙所

第1種施設、第2種施設とも、喫煙所の設置が可能  
喫煙所から喫煙禁止区域へ、たばこの煙が流れ出  
ないようにする必要





# 表示

## 施設の入りに表示



- ・第1種施設
- ・禁煙を選択した第2種施設

- ・分煙を選択した第2種施設

# 表示

## 区域の入り口に表示



・第2種施設の喫煙区域



・喫煙所を設置した場合

# 実効性の確保

立入調査



指導・勧告



命令



罰則

公表

勧告に従わない施設名などを、  
県民へ情報提供



## 実効性の確保

### 義務違反は過料

喫煙禁止区域で喫煙した個人

2万円以下(実徴収額は2千円)

必要な義務を果たさない施設管理者

5万円以下(実徴収額は2万円)

第2種施設に係る罰則の規定は、平成23年4月1日  
から施行



# 施設の受動喫煙防止対策に対するサポート

特に小規模事業者に配慮したサポート体制を整備

## 財政的な支援

日本政策金融公庫「受動喫煙防止資金」

県「小規模事業資金」

県の利子補給制度

## 情報提供、技術的な支援

既存の経営相談

本庁、保健福祉事務所に相談窓口を開設

施設での分煙の技術的アドバイス

# 分煙設備・喫煙所の設置費用に対する財政的支援

## 制度融資

### 神奈川県

#### 「分煙設備等整備融資」

対象：従業員30人(商業、サービス業は10人)  
以下の会社、個人事業者  
従業員30人以下の医業を主たる事業とする法人

### 日本政策金融公庫

#### 「受動喫煙防止資金」

対象：飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、  
興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業又は  
サウナ営業を営む会社・個人

## 利子補給

上記の融資を利用した事業者で、次の要件を満たした事業者が利子補給の対象  
対象：従業員30人(商業、サービス業は10人)以下の会社、個人事業者  
従業員30人以下の医業を主たる事業とする法人  
利子補給率：融資利率の1/2 利子補給期間：5年以内

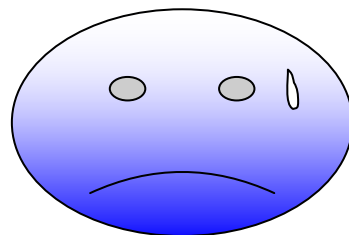
金融機関への融資申込前に、条例に適合する設備どうかの県の審査が必要

# 分煙の技術的な支援をします

分煙にするか、禁煙にして喫煙所を設置するのか判断がつかないのだけれど…。

分煙設備の設置を考えているんだけど、具体的にどうすればいいのかな？

店の構造が複雑だけど、分煙できるかな？



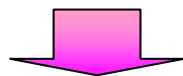
## Step1 電話

まずは、電話でご相談下さい。条例全般、分煙基準などについて、幅広くお答えします。



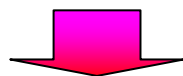
## Step2 資料提供

写真や図解入りの詳しいガイドライン等を用意しています。ご希望の方は、たばこ対策室または保健福祉事務所へ。



## Step3 相談会

分煙に関する相談会を開催します。開催日等詳細については、県ホームページ等でお知らせします。



## Step4 アドバイザー 派遣

分煙技術アドバイザーを派遣します。詳しくは、たばこ対策室までお問い合わせください。





## ● ● ● | 施行期日、条例の見直し等

### 条例の施行

平成22年4月1日に施行

第2種施設の罰則適用は平成23年4月1日から

### 施行規則

分煙の方法、分煙基準、表示等について規定

平成22年4月1日施行

### 条例の見直し

条例の施行の日から3年を経過するごとに、  
条例の施行状況等の検討を行い、見直しを行う

# 受動喫煙防止キャンペーン

スモークフリー (キャンペーン)

煙から解放されて自由になる

「吸わない人には、吸わせない。  
神奈川からなくそう、受動喫煙」

(キャッチフレーズ)

スワンゾウ (キャラクター)

